

健康ワンポイントアドバイス

発行：十日町市中魚沼郡医師会

発行日：平成27年4月発行

第155号



労働者の健康管理に十日町地域産業保健センターをご利用ください

十日町地域産業保健センター コーディネーター 江村文雄

当産業保健センターでは、労働者50人未満の産業医の選任義務の無い小規模事業場の事業主や、そこで働く人を対象に労働安全法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しております。

健康診断の結果に異常所見があると診断された労働者に対しては、健康を保持するために必要な措置について「医師等の意見」を聴取することが必要です。そのために、当産業保健センターでは、登録産業医・登録保健師と契約し事業場の働く皆さんの健康相談を無料で行ってまいります。

産業保健サービスは下記のとおり4項目に取り組んでまいります。

1) 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

医師・保健師が、労働者の健康管理に関する相談に幅広く応じます。

*健康診断の結果、脳・心臓疾患のリスクの高い方には、日常生活面での指導や健康管理に関する情報提供や、メンタルヘルスの不調を感じている方に対して、相談・指導を行います。

2) 健康診断の結果について医師からの意見聴取

健康診断結果で以上の所見があった方に関して、健康保持のために必要な措置について、医師から意見を聞くことができます。

3) 長時間労働に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ方に対して、医師が勤務状況、疲労の蓄積状況を把握した上で面接指導を行います。

4) 個別訪問による産業保健指導

医師または保健師が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス等の健康管理状況を踏まえ、総合的な指導を行います。

当センターでは、医師及び保健師による健康相談・保健指導につきましては、昨年（平成26年）度は1年間で115事業場（886名）に御利用いただいております。平成27年度は、さらに働く皆様の健康増進に向け努力してまいります。

詳細につきましては、十日町地域産業保健センター（TEL 025-752-5980）にお問い合わせください。

※個人情報保護法に基づき健康相談に関する書類は全て事業場へお返ししております。